



厚生労働省

ひと、暮らし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

世代内、世代間の公平の更なる確保による全世代型社会保障の構築の推進

（医療保険における金融所得の勘案について）

厚生労働省 保険局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

1. これまでの主な指摘等

金融所得の勘案についての医療保険部会での議論

社会保障審議会医療保険部会「議論の整理」（令和４年１２月１５日）

（負担への金融資産・金融所得の反映の在り方）

- 現在、医療保険制度における負担は、市町村民税の課税所得等に応じて決定されている。能力に応じた負担を求める観点から、これに加えて金融資産を勘案することについては、改革工程表や、前回の当部会における議論の整理において、預金口座へのマイナンバー付番の状況を見つつ、引き続き検討することとされている。
- こうした取組には、
 - ・ 預貯金口座への付番は開始しているものの、全ての預貯金口座に付番はなされておらず、また、負債を把握することも困難。
 - ・ そのため、仮に介護保険の補足給付と同様に資産要件を勘案することとした場合、医療保険では加入者数が更に多いこと等から、保険者等は、相当な事務負担を要することとなる。
 - ・ さらに、介護保険の補足給付は、低所得者を対象として、食費、居住費を福祉的に給付する仕組みであることを踏まえると、医療保険において金融資産等の保有状況を反映することのロジックをどのように整理するのか。といった課題がある。
- また、令和３年の改正法の審議において指摘されたように、株や債券などの譲渡、配当、利子所得において、源泉徴収で課税関係を終了させ、確定申告を行わない場合は、市町村民税の課税所得等に勘案されないことについて、不公平との指摘がある（確定申告を行った場合には、課税所得等に勘案される）。公平性の観点から重要な指摘である一方で、どのように、こうした金融所得の情報を把握するかなどの課題がある。
- これらに対しては、
 - ・ 金融資産の把握については、能力に応じた負担を求めることが重要であり、社会保障制度の持続可能性の観点からも重要。医療分野だけでなく、政府全体でマイナンバー活用した基盤整備を早急に進めるべき
 - ・ 金融所得を確定申告するのは、通算でマイナスになるときが多いのではないか。こうした実態を含め、税との関係性を考えた上で、方向性を検討すべき
 - ・ 資産および負債の把握などの検討課題が多々ある。将来にわたり、公平な医療アクセスを確保していくことが重要であり、これに大きな影響を及ぼさないよう、十分慎重に検討していくべき等の意見があった。
- 上記の課題や、金融資産・金融所得に応じた負担の公平性の観点等も踏まえつつ、引き続き検討することとしてはどうか。

全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）（令和5年12月22日閣議決定）

2. 医療・介護制度等の改革

＜② 「加速化プラン」の実施が完了する2028年度までに実施について検討する取組＞

（能力に応じた全世代の支え合い）

◆ 医療・介護保険における金融所得の勘案

- ・ 国民健康保険制度、後期高齢者医療制度及び介護保険制度における負担への金融所得の反映の在り方について、税制における確定申告の有無による保険料負担の不公平な取扱いを是正するため、どのように金融所得の情報を把握するかなどの課題も踏まえつつ、検討を行う。

◆ 医療・介護保険における金融資産等の取扱い

- ・ 預貯金口座へのマイナンバー付番の状況等を踏まえつつ、資産運用立国に向けた取組や国民の安定的な金融資産形成の促進などにも配慮しながら、医療・介護保険における負担への金融資産等の保有状況の反映の在り方について検討を行う。介護保険の補足給付の仕組みがあるところ、医療保険では、保険給付と補足給付の仕組みの差異や、加入者数が多く保険者等の事務負担をどう考えるかといった指摘があることも踏まえ、検討を行う。

三党合意、骨太方針2025、連立政権合意書における金融所得勘案の記載

自由民主党・公明党・日本維新の会 合意（令和7年6月11日署名）

現役世代に偏りがちな構造の見直しによる応能負担の徹底

医療・介護保険における負担への金融所得の反映の在り方について、現役世代に負担が偏りがちな構造の見直しの観点から、税制における確定申告の有無により負担等が変わる不公平な取扱いを是正する必要がある。保険者が金融機関等からの情報を基に確定申告されていない金融所得を負担の公平性の観点から反映させる方法などが考えられるが、税制における金融所得に係る法定調書の現状も踏まえつつ、マイナンバーの記載や情報提出のオンライン化等の課題、負担等の公平性、関係者の事務負担等に留意しながら、どのように金融所得の情報を反映させるかを含め、具体的な制度設計を進める。年齢に関わらず負担能力に応じた負担を目指す観点から、現役世代から後期高齢者への支援金負担の軽減に配慮する。

経済財政運営と改革の基本方針2025（令和7年6月13日閣議決定）

第3章 中長期的に持続可能な経済社会の実現

2（1）全世代型社会保障の構築

持続可能な社会保障制度のための改革を実行し、現役世代の保険料負担を含む国民負担の軽減を実現するため、OTC類似薬の保険給付の在り方の見直し²⁰⁸や、地域フォーミュラの全国展開²⁰⁹、新たな地域医療構想に向けた病床削減²¹⁰、医療DXを通じた効率的で質の高い医療の実現、現役世代に負担が偏りがちな構造の見直しによる応能負担の徹底²¹¹、がんを含む生活習慣病の重症化予防とデータヘルスの推進などの改革について²¹²、引き続き行われる社会保障改革に関する議論の状況も踏まえ、2025年末までの予算編成過程で十分な検討を行い、早期に実現が可能なものについて、2026年度から実行する。

²¹¹ 医療・介護保険における負担への金融所得の反映に向けて、税制における金融所得に係る法定調書の現状も踏まえつつ、マイナンバーの記載や情報提出のオンライン化等の課題、負担の公平性、関係者の事務負担等に留意しながら、具体的な制度設計を進める。

自由民主党・日本維新の会 連立政権合意書（令和7年10月20日署名）

二. 社会保障政策

「OTC類似薬」を含む薬剤自己負担の見直し、金融所得の反映などの応能負担の徹底など、令和7年通常国会で締結したいいわゆる「医療法に関する3党合意書」および「骨太方針に関する3党合意書」に記載されている医療制度改革の具体的な制度設計を令和7年度中に実現しつつ、社会保障全体の改革を推進することで、現役世代の保険料率の上昇を止め、引き下げていくことを目指す。

2. 医療保険における負担能力の把握について

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

保険料・負担割合等に勘案される所得

- 後期高齢者医療・国民健康保険においては、市町村民税の所得情報を基に保険料や負担割合等の計算を行っている。
- 非課税所得や源泉徴収で課税関係が終了する金融所得、金融資産等は勘案されていない。

勘案される所得の種類	具体例
事業所得	小売業・卸売業・製造業・サービス業など農業以外の事業からの所得
農業所得	農業からの所得
不動産所得	家賃・地代、船舶や航空機などの不動産の貸付による所得
利子・配当所得	非上場株式の配当・譲渡益、公社債の利子、確定申告した場合の上場株式の配当・譲渡益、特定公社債の利子（総合課税分）など
給与所得	給与
雑所得	公的年金（遺族年金、障がい年金など非課税年金を除く）、私的年金、原稿料・印税・講演料・謝礼など
譲渡・一時所得	土地・建物などの資産を譲渡した際の所得、生命保険の受取金、当選金など
山林所得	山林を伐採したこと等により生ずる所得
他の所得と区別される所得	分離課税として確定申告された土地・建物や株式等の譲渡所得など

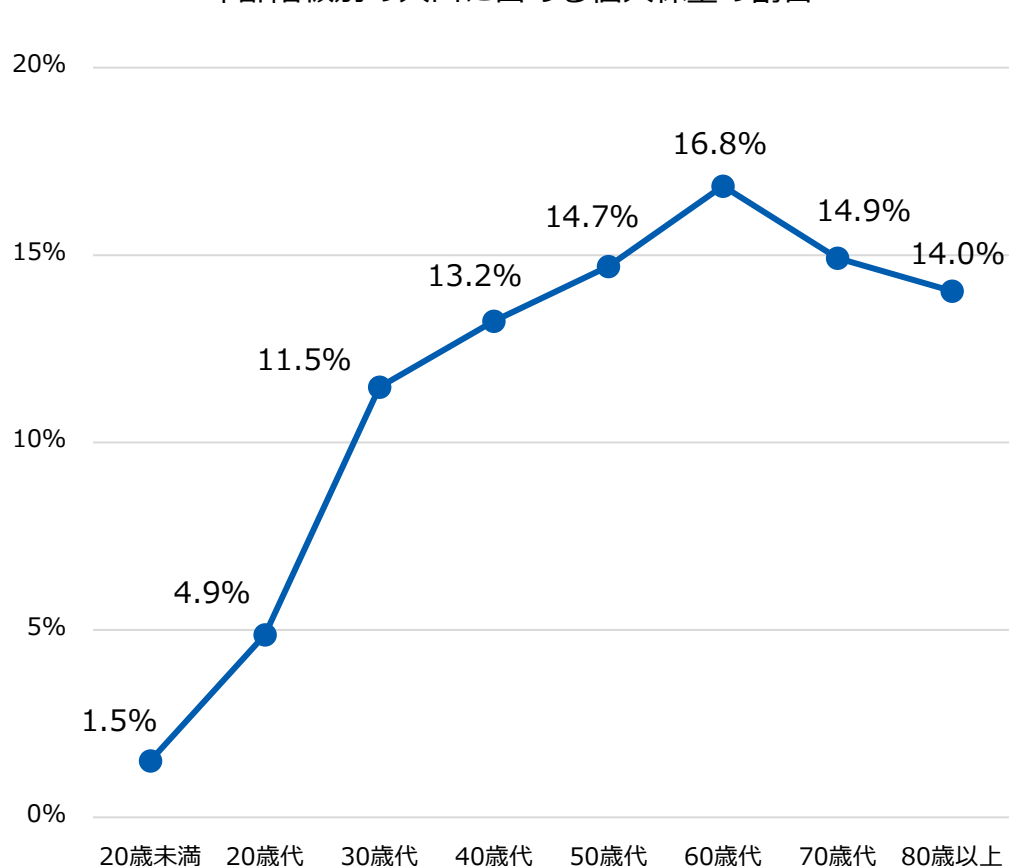
- 保険料・負担割合等に勘案されない所得等として、
 - ・ 源泉徴収で課税関係が終了する上場株式の配当・譲渡益、特定公社債の利子など
 - ・ 源泉分離課税の預貯金利子など
 - ・ 非課税（NISA）口座の金融所得
 - ・ 金融資産（預貯金、有価証券等）
 - ・ 遺族年金・障害年金などの非課税年金などがある。

※ これらの所得や資産は、市町村民税の所得情報を用いる医療保険や介護保険では原則として把握・勘案されていないが、介護保険の補足給付においては、本人からの自己申告により預貯金等の資産を確認し給付の判定に用いる仕組みを設けている（非課税年金は年金保険者から市町村への情報連携により確認）。

個人株主の状況

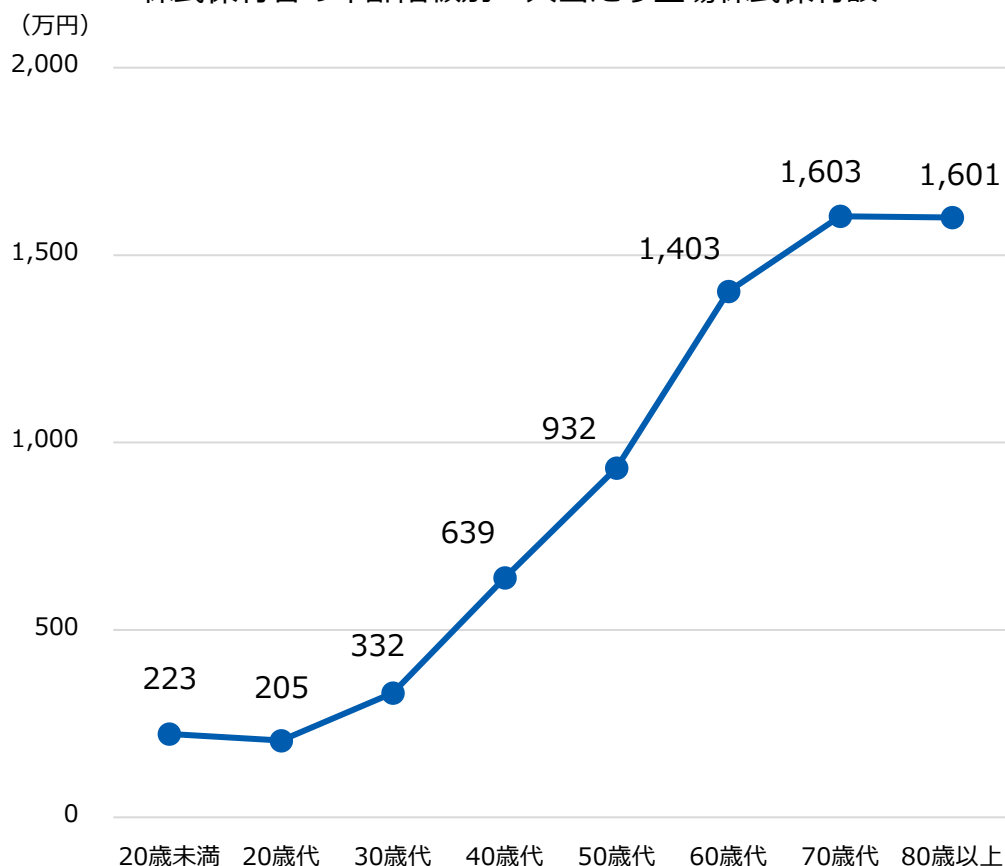
- 人口に占める個人株主の割合は、30代以上で10%を超えるが高い年代でも10%台半ば程度にとどまる。
- 一人当たり上場株式保有額は年齢に比例して増加し、70歳代以上になると1600万円程度となる。

年齢階級別の人口に占める個人株主の割合



出典：証券保管振替機構 年齢別株主数分布状況（6か月累計：2024年11月～2025年4月）、
総務省統計局「人口推計」（2025年4月確定値）
より厚生労働省保険局において作成

株式保有者の年齢階級別一人当たり上場株式保有額

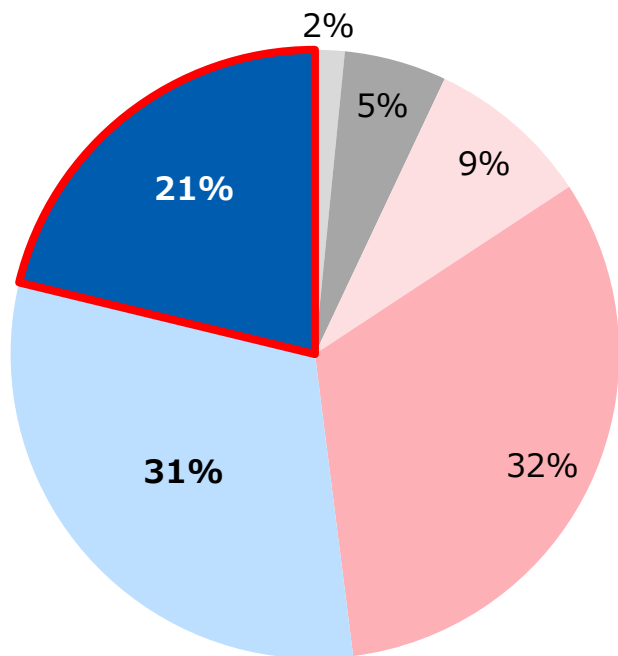


出典：証券保管振替機構 年齢別株主数分布状況、
年齢別株式保有金額分布状況（6か月累計：2024年11月～2025年4月）
より厚生労働省保険局において作成

世帯主の年齢階級別 利子・配当金シェア（2人以上の世帯）

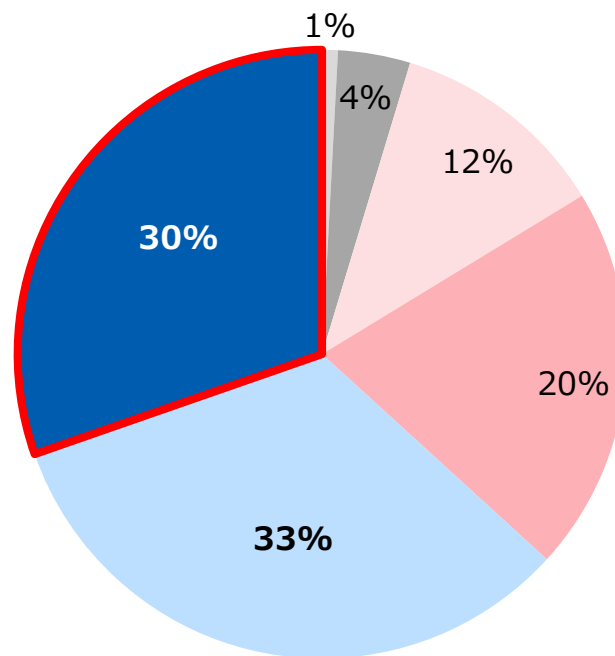
- 世帯主の年齢階級別の利子・配当金シェアは、2009年と比較して2019年は65歳以上の高齢者で増加（52%→63%）。
- 特に75歳以上において増加している（21%→30%）。

利子・配当金シェア（**2009年**）



■ 35歳未満 ■ 35～44歳 ■ 45～54歳
■ 55～64歳 ■ 65～74歳 ■ 75歳以上

利子・配当金シェア（**2019年**）

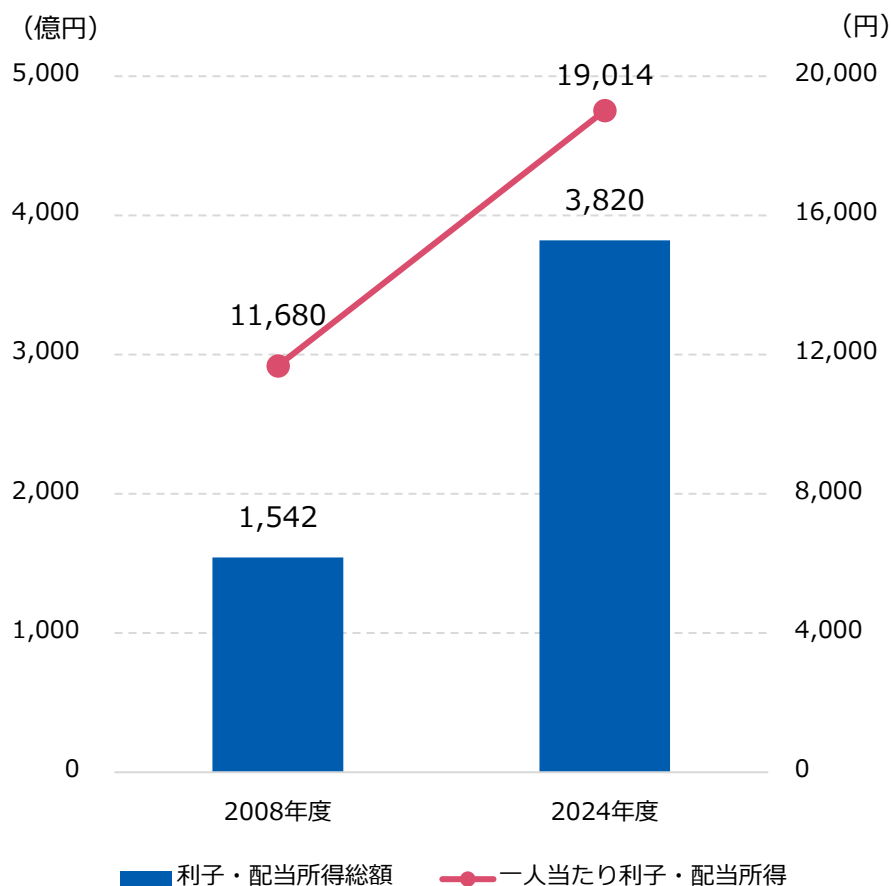


■ 35歳未満 ■ 35～44歳 ■ 45～54歳
■ 55～64歳 ■ 65～74歳 ■ 75歳以上

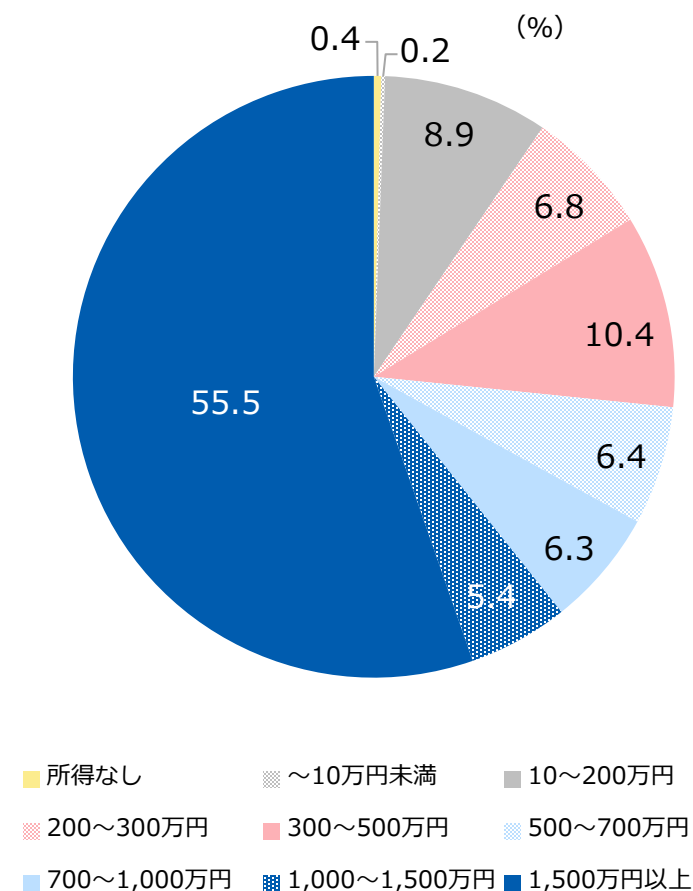
後期高齢者における利子・配当所得総額の推移（総合課税申告分）

- 総合課税申告分における利子・配当所得総額は増加し、一人当たり利子・配当所得も増加している。
- 所得階層別に利子・配当所得の保有状況を見ると高所得層に偏っている。

利子・配当所得総額の推移（総合課税申告分）

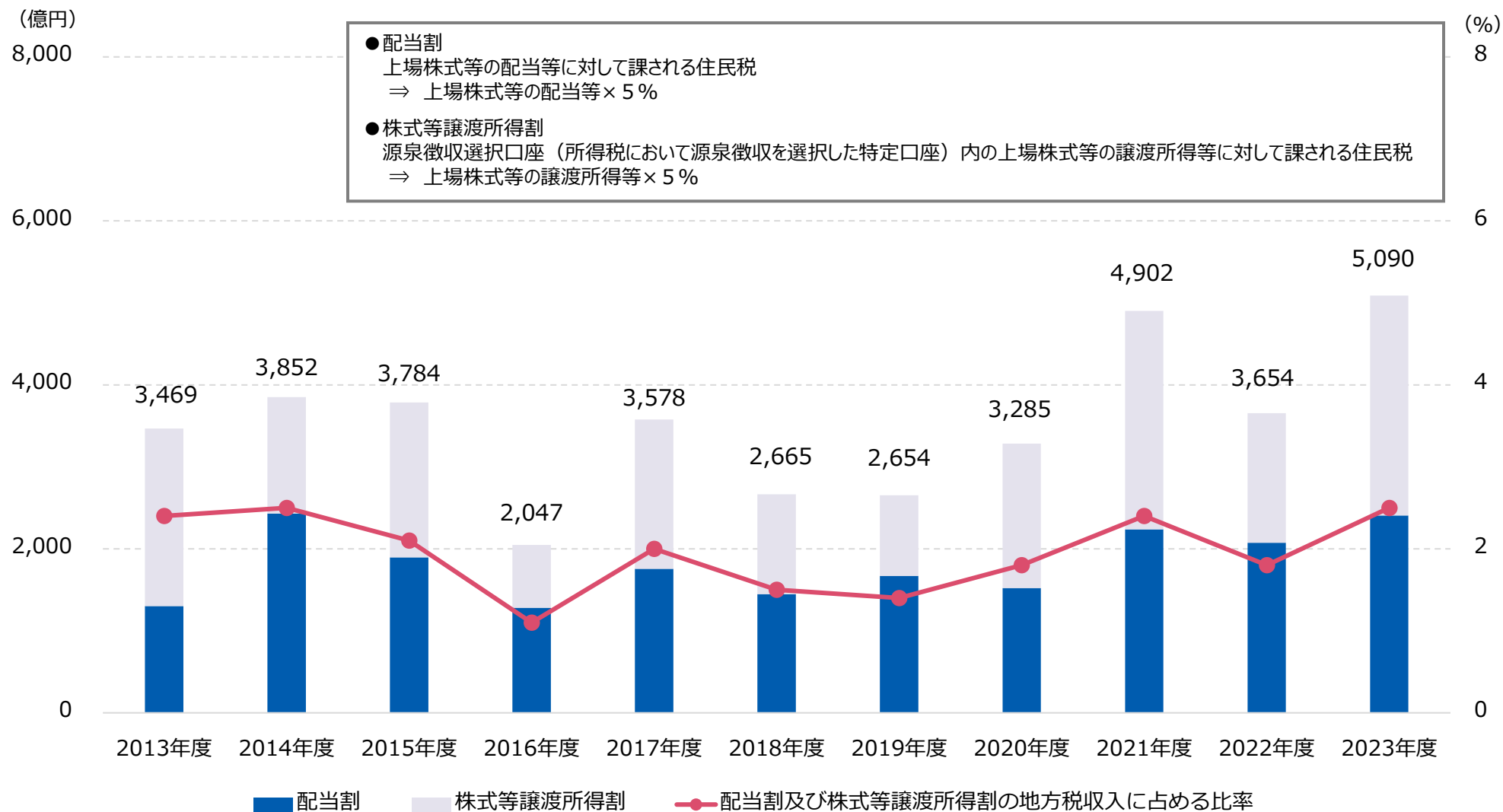


所得階層別利子・配当所得保有割合（2024年度）



個人住民税（配当割、株式等譲渡所得割）の推移

○ 年によって変動があるが、2023年度における配当割、株式等譲渡所得割の合計は5,000億円を超えた。



出典：総務省「地方税に関する参考計数資料（地方税の税目別収入額及びその割合の推移）」

3. 社会保険における金融所得の取扱い

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

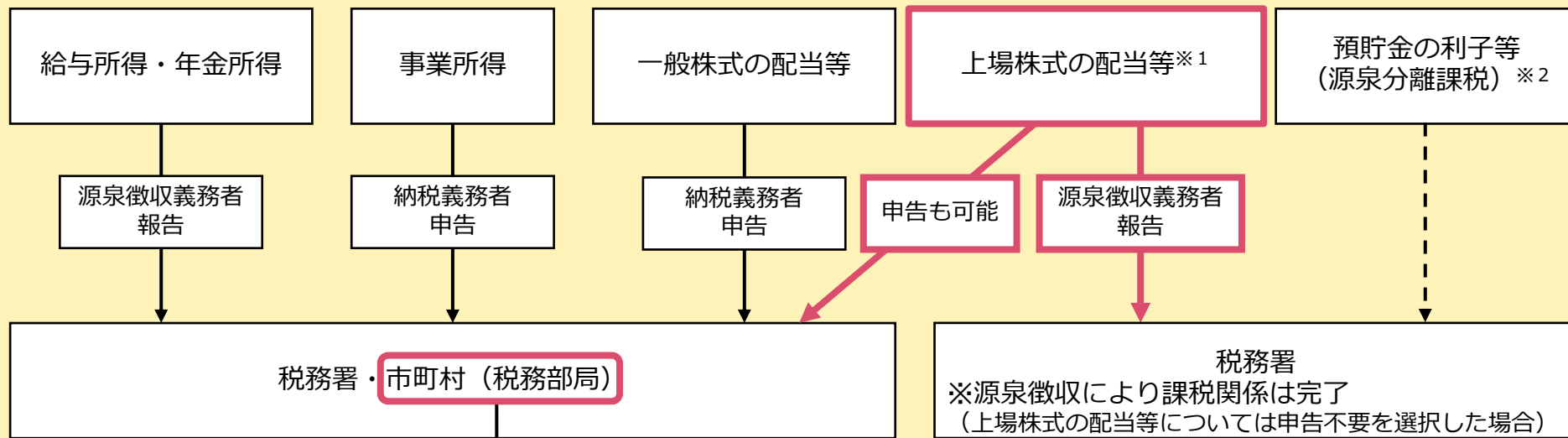
現行制度における保険料賦課、徴収の仕組みについて

	賦課・徴収主体	賦課方式	保険料負担主体
国民健康保険 (市町村国保)	市町村	- 応益負担による均等割 → 定額 - 応能負担による所得割 → <u>市町村民税の所得を基に賦課</u>	世帯主
後期高齢者医療制度	- 賦課：後期高齢者医療広域連合 - 徴収：市町村	- 応益負担による均等割 → 定額 - 応能負担による所得割 → <u>市町村民税の所得を基に賦課</u>	被保険者（個人単位）
介護保険	- 第1号被保険者（65歳～） → 市町村 - 第2号被保険者（40～64歳） → 事業主（医療保険料と一体的に徴収）	- 第1号被保険者 → <u>市町村民税の所得を基に賦課</u> - 第2号被保険者 → 加入する医療保険制度（国保/健康保険）の賦課方式によって賦課	- 第1号被保険者 → 被保険者（個人単位） - 第2号被保険者 → 加入する医療保険制度の保険料負担主体と同じ
健康保険	事業主	賃金（標準報酬、標準賞与）に応じて賦課	被保険者・事業主で折半

金融所得と課税所得との関係（イメージ）

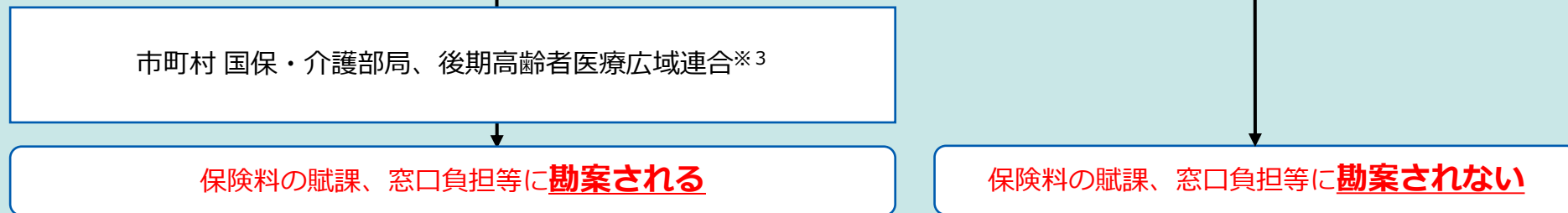
金融所得のうち、確定申告を行うかどうか本人が選択できる上場株式配当等の所得は、確定申告の有無により医療・介護における保険料や窓口負担等の多寡が変わる構造となっている。

○所得税・市町村民税



所得を連携

○保険料・窓口負担等



※1) 上場株式等の譲渡益について、源泉徴収口座（源泉徴収を選択した特定口座）を通じて取引が行われた場合は申告不要を選択可。

※2) 源泉分離課税となる特定公社債以外の公社債や預貯金の利子等については、支払調書の提出義務がない。

※3) 健康保険については、事業主が支払う賃金（標準報酬月額と標準賞与額）によって保険料を算出。

金融所得と課税及び保険料等への勘案の状況について（課税種別）

課税方式を選択できる金融所得の場合、申告の有無により保険料や窓口負担等の多寡が変わる。

※現状でも、源泉分離課税である預貯金の利子等や非課税（NISA）口座の金融所得は保険料や窓口負担等には勘案されない

	課税種別	口座	主な金融所得	課税	保険料等への勘案	
					国保・後期・介護	被用者
1	総合課税 【確定申告必須】	一般	・ 利子：公社債の利子で源泉徴収の規定が適用されないもの（外国預貯金・証券など） ・ 配当：一般株式等（上場株式等以外の株式等）の配当所得、非上場株式のみなし配当 ※大口株主の配当所得は、源泉徴収されても総合課税の対象となる	対象	対象	対象外
2	申告分離課税 【確定申告必須】	一般	・ 譲渡 ：上場株式等、一般株式等に係る譲渡所得	対象	対象	
		特定	・ 特定口座（源泉徴収なし）に上場株式等に係る譲渡所得がある場合。			
3	課税方式を選択可能 【申告不要を選択できる（※1）】	一般	・ 利子：特定公社債の利子、国外一般公社債等の利子等以外の国外公社債等の利子等 ・ 配当：上場株式等の配当等（特定株式投信の収益の分配を含む）、国外投資信託の配当等、上場株式のみなし配当、特定投資法人の投資口の配当、オープン型証券投資信託等、公募投資信託の分配金等（公募公社債投資信託等を含む）等	対象	申告あり ⇒対象 申告なし ⇒対象外	
		特定	・ 特定口座（源泉徴収あり）内の所得。			
4	源泉分離課税 【確定申告不可】	一般	・ 利子：預貯金の利子等、特定公社債以外の公社債の利子等、国外一般公社債等の利子等 ・ 配当：特定目的信託の社債的受益権の剰余金の配当等（私募に限る）、私募公社債等運用投資信託の収益の分配（※上場株式等以外）等	対象	対象外	
5	非課税	NISA	・ 非課税（NISA）口座の金融所得	対象外	対象外	

※1 原則源泉徴収されるが、その後に自らの選択で確定申告を行うことが可能

確定申告の有無による窓口負担割合、保険料額の現状の取扱いの差について

- 現状において、金融所得（株式等の配当、譲渡等に係る所得）について、確定申告の有無を選択することで、収入の実態は同じでも窓口負担割合や保険料額が変わる場合があるなど、取扱いに差が生じている。

※ なお、金融所得を勘案した場合、新たに金融所得が勘案される方の保険料負担が増える分、それ以外の方の保険料負担は軽減される。

（例）70代後半・配偶者（収入は基礎年金83万円のみ）あり、収入280万円の場合

- パターン①：年金230万円＋金融所得50万円（金融資産（株式）2500万円の配当を勘案）
○パターン②：年金のみ280万円

【窓口負担割合】

	確定申告	医療保険（後期）
パターン①（金融所得あり）	申告あり	2割
	申告なし	1割
パターン②（金融所得なし）	申告有無問わず	2割

【保険料額】

	確定申告	医療保険（後期）
パターン①（金融所得あり）	申告あり	年169,978円（月14,165円）
	申告なし	年118,928円（月9,911円）
パターン②（金融所得なし）	申告有無問わず	年169,978円（月14,165円）

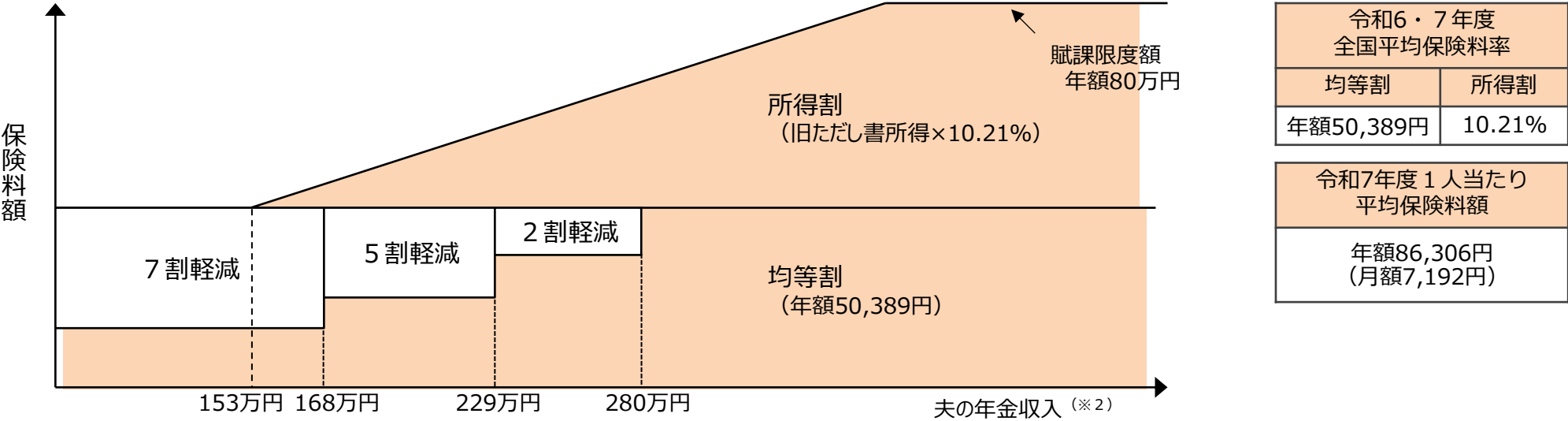
※ 1：年金額は、平均的な収入で40年間就業した場合の老齢厚生年金＋老齢基礎年金の合計額（約190万円）を上回る一定所得がある水準。

※ 2：金融所得の額は、「日本取引所グループ」のプライム市場・スタンダード市場の配当平均利回りを基に、金融資産の額の2%として算出。

※ 3：医療保険料額は、令和6・7年度の後期高齢者医療制度における全国平均の均等割額、所得割率により算出。

後期高齢者医療の保険料について

- 被保険者の保険料は、条例により後期高齢者医療広域連合が決定し、毎年度、個人単位で賦課（2年ごとに保険料率を改定）。
 - 保険料額は、①被保険者全員が負担する均等割と、②所得に応じて負担する所得割で構成される。
 - ①均等割の総額と②所得割の総額の比率は、48 : 52。
 - 世帯の所得が一定以下の場合には、①均等割の7割／5割／2割を軽減。
 - 元被扶養者（※）については、75歳に到達後2年間に限り、所得にかかわらず、①均等割を5割軽減。②所得割は賦課されない。
- ※ 後期高齢者医療制度に加入する前日に被用者保険の被扶養者（被用者の配偶者や親など）であった者

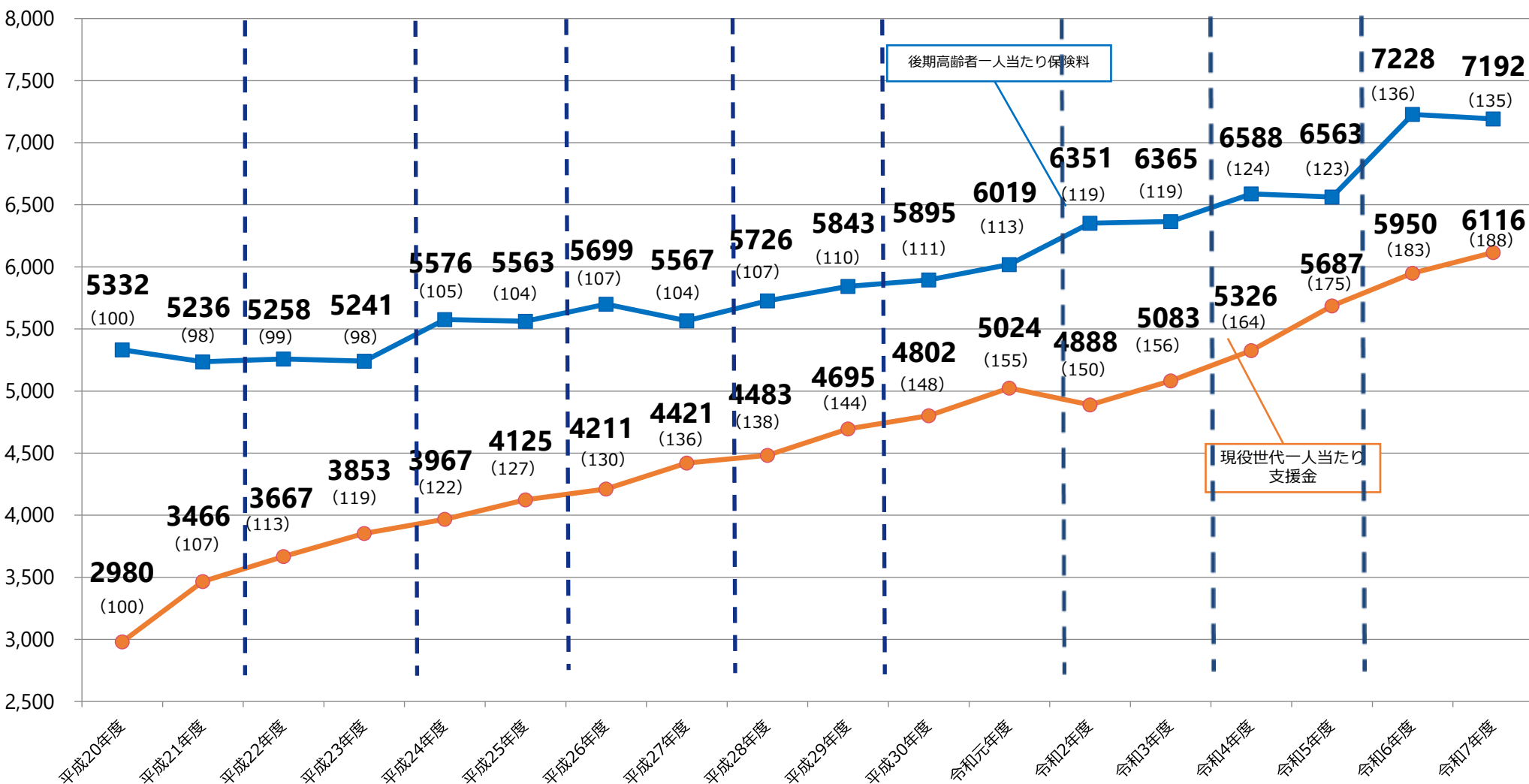


均等割の軽減割合	対象者の所得要件 (令和7年度)	年金収入額の例	
		夫婦2人世帯(※1)	単身世帯
7割軽減	43万円以下(※2)	168万円以下	168万円以下
5割軽減	43万円(※2) + 30.5万円×(被保険者数)以下	229万円以下	198.5万円以下
2割軽減	43万円(※2) + 56万円×(被保険者数)以下	280万円以下	224万円以下

(※1) 夫婦二世帯で妻の年金収入80万円以下の場合における、夫の年金収入額。
(※2) 被保険者等のうち給与所得者等の数が2以上の場合は、43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)

(参考) 後期高齢者 1 人当たり保険料、現役 1 人当たり支援金の推移

単位：円 平成22年度改定 平成24年度改定 平成26年度改定 平成28年度改定 平成30年度改定 令和2年度改定 令和4年度改定 令和6年度改定



※ 後期高齢者一人当たり保険料額は、平成20～令和6年度は後期高齢者医療制度被保険者実態調査報告に基づく実績額。令和7年度は、保険料改定時見込み。

※ 現役世代一人当たり支援金額は、平成20～令和5年度は確定賦課、令和6年度及び令和7年度は概算賦課ベース。

※ 現役世代一人当たり支援金額の伸びは、満年度化の影響排除のため、平成20年度の金額に12/11を乗じたものを基準に計算。

※ 平成28年度の現役世代一人当たり支援金額は、平成28年10月以降の適用拡大を含めた金額。

※ () 内の数値は、平成20年度の数値を100とした場合の指数。

医療費の一部負担（自己負担）割合について

- それぞれの年齢層における一部負担（自己負担）割合は、以下のとおり。
- ・ 75歳以上の者は、1割（現役並み所得者は3割、現役並み所得者以外の一定所得以上の者は2割）。
 - ・ 70歳から74歳までの者は、2割（現役並み所得者は3割。）。
 - ・ 70歳未満の者は3割。6歳（義務教育就学前）未満の者は2割。

	一般・低所得者	一定以上所得者	現役並み所得者
75歳	1割負担	2割負担	3割負担
70歳	2割負担		3割負担
6歳 （義務教育就学後）	3割負担		
	2割負担		

後期高齢者の窓口負担割合及び高額療養費自己負担限度額

区 分	判定基準	負担割合	外来のみの 月単位の上限額 (個人ごと)	外来及び入院を合わせた 月単位の上限額 (世帯ごと)
			収入に応じて80,100～252,600円 + (医療費－267,000～842,000円) × 1 % ＜多数回該当：44,400円～140,100円＞	
現役並み所得 約142万人（約 7 %）	課税所得145万円以上 年収単身約383万円以上、複数約520万円以上	3割		
一定以上所得 約388万人（約20%）	課税所得28万円以上 年金収入＋その他の合計所得金額が 単身約200万円以上、複数320万円以上	2 割	18,000円 〔 年14.4万円 〕 負担増加額3,000円以内 (3年間)	57,600円 ＜多数回該当：44,400円 ＞
一般 約601万人（約31%）	課税所得28万円未満 住民税が課税されている世帯（※）で「一定以上所得」以外	1割	18,000円 〔 年14.4万円 〕	
低所得Ⅱ 約505万人（約26%）	世帯全員が住民税非課税 年収約80万円超		8,000円	24,600円
低所得Ⅰ 約306万人（約16%）	世帯全員が住民税非課税 年収約80万円以下			15,000円

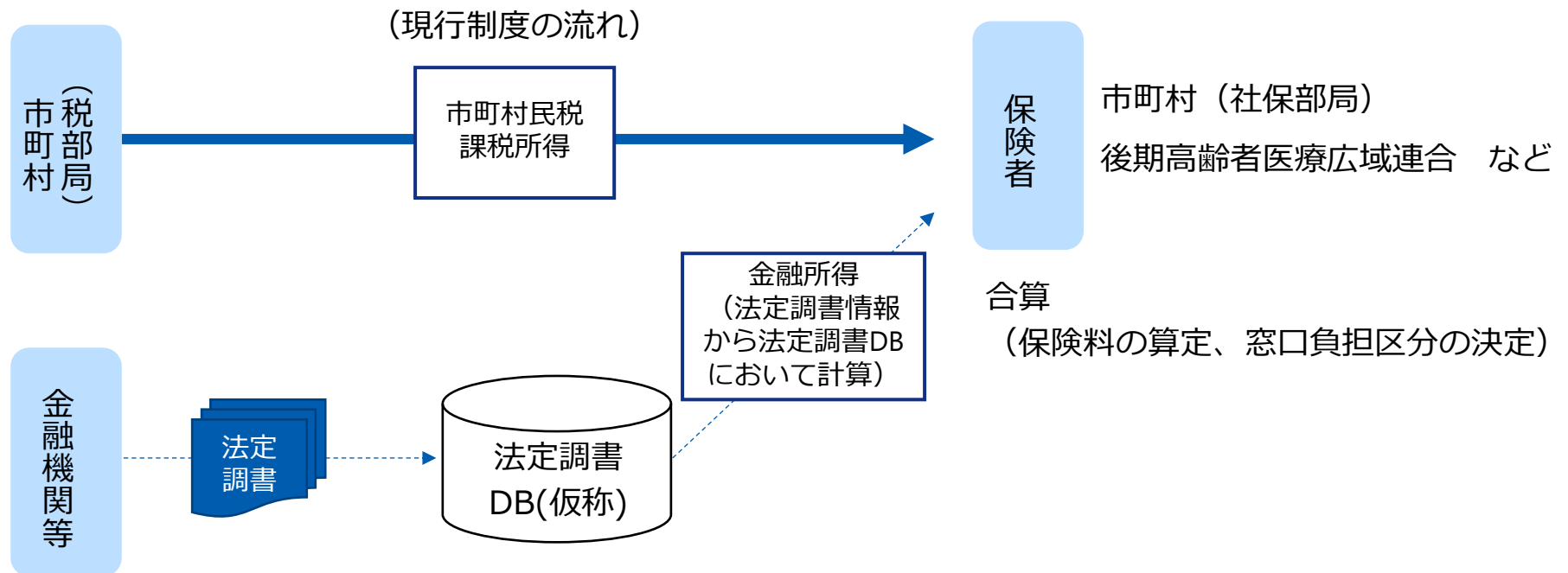
注) 年収は、単身世帯を前提としてモデル的に計算したもの。年収(収入基準に該当するかどうか)は一定以上所得者は「年金収入＋その他の合計所得金額」で判定
人数は「令和5年度 後期高齢者医療事業年報」の令和5年度平均のもの。
一般の年収は、課税所得のある子ども等と同居していない場合は「155万円超」、同居している場合は「155万円以下」も含む。

4. 論点

- 高齢者人口がピークを迎える2040年頃も見据え、全世代が安心できる社会保障制度を構築し、次の世代に引き継ぐためには、制度の持続可能性をより高める観点からも、負担能力に応じた負担と給付の内容の不断の見直しが必要。こうした中で、**負担への金融所得の反映の在り方についても、課題の一つ**とされている。
- 金融所得（株や債券などの譲渡、配当、利子所得）については、確定申告を行う場合は課税所得とされ、結果として保険料や窓口負担等の算定においても所得として勘案されるが、後期高齢者の金融所得が増加している中、確定申告を行わない場合（源泉徴収で課税が終了する場合）は課税所得に含まれず、保険料や窓口負担等の算定においても勘案されない**不公平な取扱いとなっており、その是正に取り組む必要**があるのではないかと。
- 金融所得を勘案する場合、税制における法定調書を活用して、社会保険における保険料や窓口負担等の勘案に活用することが考えられるのではないかと。その場合に、法定調書のオンライン提出義務化、法定調書へのマイナンバーの付番・正確性確保、システムの整備、関係者との調整など実務面と、コストとスケジュールの検討が必要ではないかと。なお、特に国民健康保険制度については、地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化のスケジュールに留意する必要があるのではないかと。
- 金融所得を勘案する場合、後期高齢者医療制度は一律に75歳以上の高齢者が対象となるが、一方で、国民健康保険制度は後期高齢者医療制度と同じく市町村の税情報をベースに賦課するものの、賃金をベースに保険料等を賦課する被用者保険とのバランスについてどう考えるか。

(参考) 法定調書方式のイメージ

【金融所得勘案方法のイメージ】



※金融機関等の事務負担に配慮し、税制上の法定調書の提出とのワンストップ化を図る